

平成29年度

第1回 富士宮市都市計画審議会議事録

平成29年8月3日（木） 午後3時

富士宮市役所 1階 111・112・113会議室

審議案件

議選第1号 富士宮市都市計画審議会会長の互選について

報告事項

- (1) 富士宮市都市計画マスタープランの改定について
- (2) 景観重要公共施設の追加について
- (3) 富士宮駅周辺地区都市再生整備計画事業の事後評価について

1 審議に出席した委員（17人）

藤井敬宏 委員	菅原由美子 委員
阿部貴弘 委員	鈴木俊宏 委員
清哲也 委員	清信昭 委員
佐野勝幸 委員	渡辺佳正 委員
植松健一 委員	齋藤和文 委員
手島皓二 委員	古橋清隆 委員 【代理】交通課長 工藤 正邦
大石俊一 委員	田島章次 委員
石川一廣 委員	稲葉英子 委員
塩川祐子 委員	

2 説明のための出席者

【審議案件、報告事項】

都市整備部長

【都市計画課】 課長 参事 計画係長 計画係技師 計画係技師

土地対策係長 土地対策係技術員 景観係長

[都市整備課] 課長 市街地整備係長 市街地整備主査

【司会】事務局（都市計画課計画係長）

定刻よりも若干早いですが、みなさんお集まりですので、会議を開催させていただきたいと思います。ただいまから富士宮市都市計画審議会委嘱状交付式及び平成29年度第1回富士宮市都市計画審議会を開会させていただきます。

皆様には、御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。本日の進行を務めます都市計画課計画係長の朝日と申します。よろしくお願いいたします。

次に本日代理出席の委員について御報告させていただきます。古橋清隆委員の代理といたしまして、交通課長の工藤様に御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、富士宮市都市計画審議会条例第3条に基づきまして委嘱状の交付を行います。委員の任期につきましては、同条例第4条の規定により、本日から2年間、平成31年8月2日までとなります。

それでは、市長が皆様方のお席の前に進みまして、お渡しさせていただきますので、恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしましたら、その場にお立ちになりまして、お受け取り願いたいと思います。それでは市長よろしくお願いいたします。

..... **委嘱状交付**

ありがとうございました。以上で委嘱状交付式を終了します。
皆様には2年間よろしくお願いいたします。

ここで市を代表いたしまして、市長から御挨拶をさせていただきます。

市 長

改めましてみなさんこんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃から市政全般にわたりまして多大なご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ただいま委嘱状を交付させていただきましたが、皆様方にはこれから2年間、都市計画審議会委員として、富士宮市のまちづくりにご指導、ご協力をいただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、現在富士宮市では、2013年の「富士山」の世界遺産登録以来、「世界遺産のまちづくり」を市政の重要な課題として位置づけ、さまざまな取り組

みを行っております。

昨年の4月には、浅間大社の境内地内にあります「神田川ふれあい広場」をリニューアルオープンするとともに、浅間大社南側に「神田川観光駐車場」を整備いたしました。

また、平成28年4月には、富士山本宮浅間大社の周辺において、将来にわたって富士山の眺望を確保するとともに、大社の神聖さと調和したまち並みの形成を図るため、都市計画法に基づく高度地区の設定を行いました。

この高度地区設定の際には、本審議会において活発なご議論、ご審議をいただきましたこと、この場をお借りしまして心より御礼申し上げる次第であります。

そしていよいよ本年12月、この地区に待望の「富士山世界遺産センター」がオープンいたします。

この「富士山世界遺産センター」は、富士山の保全や情報発信、学習支援、交流促進など、富士山の価値を探究するあらゆる活動の拠点として静岡県が整備するもので、個性的な外観と合わせ単なる展示館とは一線を画す、非常に素晴らしい機能をもった施設となっております。

今後、このセンターを核とし、世界遺産「富士山」に恥じないまちづくりを、ソフト、ハード両面から進めてまいりたいと考えております。

また、世界遺産「富士山」の自然や景観に配慮しつつ、市民生活の根幹を支える商業、工業、農業などの産業の育成や、それらの経済活動を支える道路網の整備などにも積極的に取り組み、開発と保全が均衡した真に豊かなまちづくりを進めてまいりますので、委員の皆様におかれましては、各分野の専門的な立場から、富士宮市の現状を認識され、的確なご意見、ご提案賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

結びになりますが、今後2年間、本審議会を通じ富士宮市のさらなる発展にご支援、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

なお、たいへん恐縮でございますが、この後に公務が入っておりますので挨拶をもって、失礼させていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

【司会】事務局（都市計画課計画係長）

ありがとうございました。

ここで市長は、公務のため退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に出席している職員の紹介をさせていただきます。

・・・・・・・・職員紹介・・・・・・・・

以上、出席職員の紹介をさせていただきました。
よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議に入ります前に、配布させていただきました資料の確認をお願いいたします。

配布資料は、7月24日付けで送付させていただきました資料といたしまして、次第、委員名簿、提出議案書、報告事項（1）「富士宮市都市計画マスタープランの改定について」これについては本日修正版を配布させていただきましたのでそちらと差し替えをお願いいたします。報告事項（2）「景観重要公共施設の追加について」、報告事項（3）「富士宮駅周辺地区都市再生整備計画事業の事後評価について」これについては2つ資料があります。富士宮市都市計画審議会条例、富士宮市都市計画審議会運営要領、また、本日配布させていただきました資料としては、席次表と先ほどの差し替えの資料になります。

不足及び不備等がございましたらお知らせください。

・・・・・・・・資料確認・・・・・・・・

よろしいでしょうか。

それでは、次第に基づきまして、ただいまから、平成29年度第1回富士宮市都市計画審議会を開会させていただきます。

本日の議題は1件でございます。

議選第1号「富士宮市都市計画審議会会長の互選について」におきまして、審議会の会長を互選させていただきます。

富士宮市都市計画審議会条例第6条第1項及び運営要領第2条によりまして、委員の互選により会長を決めていただくため、同要領第3条の規定により、年長の（手島 皓二委員）に臨時議長をお願いし、議事を進めたいと思います。

手島委員、臨時議長席をお願いいたします。

それでは、議事の進行をお願いいたします。

手島臨時議長

こんにちは。お暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
年長ということで臨時議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいた

します。

本日の会議は、富士宮市都市計画審議会条例第7条第1項により、出席者は17人で欠席はありません。2分の1以上の委員が出席しておりますので、本審議会は成立することといたします。

次に、審議会運営要領第7条に基づきまして、本日の会議を（公開）により議事を行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

……………「異議なし」の声あり……………

ありがとうございます。傍聴人がいましたら、入場して下さい。

……………事務局にて入場誘導（傍聴人の有無確認）……………

傍聴人はおりませんので進行をお願いします。

手島臨時議長

それでは、審議に入ります。

会議の次第に基づきまして、「議選第1号富士宮市都市計画審議会会長の互選について」を議題といたします。

会長職は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令の規定により、富士宮市都市計画審議会条例第3条第1号の学識経験を有する委員から選出することとしております。

会長の互選は、いかがいたしましょうか。

佐野勝幸 委員

委員の佐野です。この審議会は都市計画の専門的なことを含めて審議することになりますので、都市計画の専門家であり、また富士宮市の事情に精通した方がおられたら一番適任だと思います。つきましては過去2期に渡り委員をお務めくださった藤井委員にお願いをしたらどうかと提案をさせていただきます。

手島臨時議長

ありがとうございます。ほかにご意見ありますか。

……………「なし」……………

手島臨時議長

ありがとうございます。

ただいま「藤井委員に、お願いをしたらどうか。」というご意見がございました。これにご異議ございませんでしょうか。

……………「異議なし」の声あり……………

異議なしの声がありましたので、今期審議会の会長職は、藤井敬宏（ふじいたかひろ）委員に決定いたしました。

それでは、議選第1号の議題が終結いたしましたので、臨時議長の職を解かせていただくとともに、進行を一旦、事務局へお返しをいたします。ご協力ありがとうございました。

……………【名立て交換】……………

【司会】事務局（都市計画課計画係長）

ありがとうございました。

それでは藤井委員、会長席へお願いいたします。

それでは藤井委員が会長に選出されましたので、富士宮市都市計画審議会運営要領第5条の規定によりまして、以降の議事進行を藤井会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

藤井会長

それでは、ただいま推薦をいただきまして、都市計画審議会の会長職を務めさせていただくことになりました。改めまして日本大学理工学部交通システム工学科の藤井と申します。交通システム工学科は交通を冠にした日本の中で唯一の学科でございます、さきほどご紹介いただいた中にも都市計画の専門家といったようなところもございましたが、都市計画は実務的に関わるパターンが多いので、なかなか法律的なところは我流で勉強したところもございますので、その辺に関しましては事務局のサポートを得ながら、また、各専門分野の先生方、あるいは委員のみなさまのご協力をいただきまして、務めていきたいと考えています。前任の水口先生が都市計画のプロフェッショナルといったところで長きに渡り、この富士宮の都市計画審議会を運営されてこられました。今回3期目を迎えて、いきなり会長職ということでございます。どういう形で進んでいくか、みなさま方は、おそらく心配だと思いますが、交通というところは、人ともとの情報を安全かつ効率的に流しながら都市づくりを考えるとい

うことで、みなさま方の意見をいろんな形の中で交えながら、法律に基づいて「うん」と言えるような仕組みをこの審議会の中で検討していきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは座りまして進行を進めさせていただきたいと思ひます。

富士宮市都市計画審議会条例第6条第3項によりまして、会長の職務の代理者を決める必要がございます。「会長に事故が有る時は、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」という規定でございます。この「職務代理者」を都市計画審議会の中で会長が指名ということでございますので、私よりもこの富士宮のことをよく御存じでかつ計画づくりにも係われてこられ、見識が豊富なということで、菅原 由美子（すがわら ゆみこ）委員を指名させていただきたいと思ひます。お受けいただけますでしょうか。

菅原委員

はい。

藤井会長

では、よろしくお願いいたします。

では続きまして、都市計画審議会の運営要領第8条第1項により、会議録の署名人を指名させていただきたいと思ひます。

本日の署名人は、清 哲也（せい てつや）委員にお願いできればと思ひます。よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、次第に基づきまして、議事を進めてまいりたいと思ひます。

本日は、すべて報告事項でございます。3件でございます。1件目は「富士宮市都市計画マスタープランの改定について」。2件目は、「景観重要公共施設の追加について」。さらに3件目は、「富士宮駅周辺地区都市再生整備計画事業の事後評価について」ということであります。

さっそく報告事項を進めてまいりたいと思ひます。では、第1件目でございます。「富士宮市都市計画マスタープランの改定について」ということで事務局よりご説明いただきたいと思います。よろしくよろしくお願いいたします。

事務局（都市計画課課長）

都市計画課長の土屋と申します。よろしくお願いいたします。

私から、報告事項1の「都市計画マスタープラン策定について」の概要を説明させていただきます。

平成13年度に策定された都市計画マスタープランから、約20年が経過しようとする中、本格的な人口減少や少子高齢化の進展など、社会を取り巻く環境が目まぐるしく変化するとともに、人々の生活スタイルや価値観も多様化してまいりました。また富士山の世界遺産登録や防災・災害対策への意識の高まりなど、社会情勢が変化しており、これらに対応したまちづくりが求められております。

このたび、現行の都市計画マスタープラン計画期間満了に先立ち、これら、まちづくりの課題への対応を図りながら、次期計画を平成29年度から平成31年度の3か年で、策定するものであります。

引き続き詳細につきましては、担当職員よりご説明させていただきます。

事務局（都市計画課計画係技師）

都市計画課の堀水と申します。

それでは詳細について、ご説明させていただきます。右上に（報告事項1）「富士宮市都市計画マスタープラン改定について」説明資料とある資料をご覧ください。この説明資料A4表裏1枚を用いて、説明時間は10分ほどを予定しております。よろしくお願いいたします。

それでははじめに、都市計画マスタープランの目的から説明させていただきます。都市計画マスタープランは、都市計画法（第18条の2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるものです。また、「富士宮市総合計画」に示された将来都市像を具体化していくための都市づくりの基本的な方針となります。

役割といたしましては、個別の都市計画の相互調整、都市計画決定・変更等の指針、総合的な都市づくりの指針、協働と参画によるまちづくりの指針となっております。

次に都市計画マスタープランの位置付けにつきましてご説明させていただきます。都市計画マスタープランは、市の上位計画である「富士宮市総合計画」、「国土利用計画富士宮市計画」に即し、他の関連する分野別計画との連携・整合のもとに定めます。また、県が定める広域的な観点での都市計画の方針である「岳南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」である都市計画区域マスタープランに即するものです。

計画期間につきましては、平成31年度に策定し、平成51年度を目標年度とする長期計画となっております。概ね10年を目途に、計画の時点修正や一部改定など、時代の変化に合わせて必要に応じた見直しを行っていく予定です。

策定の背景につきましては、現行マスタープランが策定されてから約20年

が経過する中で、市の構想、上位計画・法改正などや、社会を取り巻く環境の変化などと整合を図るために、次期マスタープランを再検討する必要が出てまいりました。

次に裏面に移ります。都市計画マスタープラン策定に係る各種会議間の連携方法についてご説明させていただきます。会議は都市計画審議会を含めて5つございます。策定委員会と策定幹事会につきましては、庁内の関係各課に現状分析などの検討内容について協議をしていきます。地域まちづくり協議会につきましては、地域ごとに幅広い年代や職業の方の参加を得て、地域住民の主体的な意向を引き出し、地域づくりの方向性や実現方策を整理していきたいと思っております。続きまして、市民懇話会につきましては、各回で検討テーマを設定し、テーマに関係の深い民間事業者や市民の方に会に参加してもらって、行政との対話型の意見交換を行います。都市計画審議会におかれましては、現状分析や市民動向、各種会議の意見を整理し、計画検討に反映したものを、専門的視点から検討内容について助言・技術的支援をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に都市計画マスタープラン策定に向けての今後のスケジュールをご説明させていただきます。平成29年度につきましては、現状整理と分析といたしまして、現行マスタープランの成果と課題の整理・分析、市民・地域別住民の意向把握としまして、アンケート調査を予定しております。平成30年度につきましては、全体構想と地域別構想の素案の作成といたしまして、アンケート結果の分析と上位・関連計画を反映させた素案の作成を予定しております。平成31年度につきましては、各種会議の意見を踏まえ、素案の修正をして最終案の取りまとめを行います。同時に、策定の手続き等を行う予定です。各種会議開催につきましては、資料に記載してあります回数を予定しております。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

藤井会長

はいどうもありがとうございました。それではただいまご説明いただきました。20年にわたる長期の計画目標、さらに10年間の見直しを行うという予定であること、さらに都市計画審議会において、このマスタープランを作っていく過程の中で各専門的な意見をいただきたいという、さらに策定のスケジュールということで都計審に関しましては31年度までに5回ほどのご審議をいただきたいという内容でございます。ご覧になりまして何かご質問あるいはご意見等がございましたら承りますが、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ阿部委員。

阿部委員

非常に簡単な質問なのですが、この策定委員会、策定幹事会というのは、どのような違いあるいはメンバー構成なんでしょうか。

藤井会長

事務局お願いします。

事務局（都市計画課計画係技師）

都市計画課の堀水です。策定委員会は都市整備部長を委員長とした各関係各課の課長を集めた委員会になっておりまして、策定幹事会の方は係ごとの担当業務レベルでマスタープランへ反映させる事象について検討していく作業部会という位置づけで、策定委員会、策定幹事会を考えております。

藤井会長

よろしいですか。

阿部委員

さきほど市長のご挨拶にもありましたように、これから富士宮の都市構造を変えるくらいのいろいろなインパクトのある事業がありますので、ぜひ恐らくこの策定委員会ですとか幹事会がそうした実務的な機能する中心の場になるんじゃないかこの体制をみると考えますので、ぜひ実のある機能をしていただければと思っております

藤井会長

はい、今要望を含めということでご意見いただきましたので事務局よろしくお願いたします。

そのほかいかがでしょうか。とくにご意見ございませんか。

それではこれから策定委員会等を経て素案段階のものを含めていろんな形でこの審議会の中でご報告いただいて最終的に皆様方に承認をいただくようなプロセスになると思いますのでよろしくお願いたします。

それでは続きまして報告事項の2件目の方に移らせていただきたいと思えます。「景観重要公共施設の追加について」ということで事務局よりご説明いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

事務局（都市計画課景観係長）

景観係長の中村です。私の方からご説明させていただきます。多少のお時間

を要するため失礼ではありますが、座ってご説明させていただきます。

資料につきましては報告事項(2)「景観重要公共施設の追加」説明資料をご覧ください。

富士宮市景観計画は、平成16年に施行された景観法を受け景観行政団体となり、その後平成21年度に策定されています。景観計画につきましては、良好な景観形成のため景観重要公共施設を定めることが出来るとされています。現在はその景観重要公共施設として道路6路線、河川2カ所、公園2カ所が市内で指定されています。

それらの道路や公園などの公共施設は、地域の景観形成の骨格や拠点となることが多く、地域の景観まちづくりを先導する役割を担っています。そのため、景観上重要と考えられる地域の公共施設を景観重要公共施設に指定することにより、施設整備方針に従い、地域の景観にふさわしい整備が施されことになります。

本件報告事項では、景観法第9条に基づいて「景観重要公共施設」の追加をするものであります。追加理由としましては、旧芝川町との合併を期に平成24年に景観計画に芝川地域を追加した事や、平成28年度富士宮市第5次総合計画におきまして景観に配慮しながら国道139号、国道469号、国道52号などを生かした産業振興が基本構想として位置づけられた事などがあります。

追加施設につきましては、一般国道469号の山梨県との行政界から北山インターチェンジまで、県道清水富士宮線、静岡市との行政界から上井出交差点まで、県道上稲子長貫線、新内房橋から上稲子まで、の3か所になります。別図を参照の上、位置などをご確認いただきたいと思います。

今後のスケジュールであります。道路管理者との協議を今後すすめ、年度内にパブリックコメントの実施を経て、市景観審議会や市都市計画審議会の諮問ののち、平成30年度の追加指定を目指します。また、同時に富士宮市屋外広告物条例の規制区域の変更も行う予定であります。報告は、以上です。

藤井会長

はいどうもありがとうございました。それではただいま景観計画の変更についてご説明をいただきました。何かご質問あるいはご意見等がございましたら承りたいと思いますがいかがでしょうか。

現行の景観計画の中に追加で組込むという内容でございます。特段よろしいですか。それではまた市の景観審議会を経て都計審の方へ諮問ということでございますので、またその際ご審議いただければと思います。

それでは続きまして報告事項3件目に移らせていただきたいと思います。「富士宮駅周辺地区都市再生整備計画事業の事後評価について」ということで事務

局よりご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局（都市整備課長）

都市整備課長の小林と申します。それでは、報告事項の富士宮駅周辺地区都市再生整備計画事業の事後評価について説明させていただきます。

私の方からは、事後評価に関する概要を説明させていただき、後ほど市街地整備係長より詳細の説明を行います。

社会資本整備総合交付金という地方公共団体向けの国庫補助メニューに位置づけられる都市再生整備計画では、事業完了時に事後評価を行うこととされており、平成16年度から平成20年度までに第1期、平成20年度から平成25年度までに第2期事業を実施し、その事後評価を都市計画審議会にて審議していただきました。

平成26年度から平成28年度までに実施した第3期事業が今回の事後評価の対象事業であり、この計画は第2期までの事後評価の結果を踏まえてまちづくりの目標を設定しましたが、事業が完了したため、今年度に事業効果を検証し、年度末に開催する第2回都市計画審議会にて事後評価について審議していただく予定でございます。

都市再生整備計画はまちづくりに特化した事業であることから、事後評価には透明性、客観性、公平性の確保が必要と考えられますので、今年度末の評価では、富士宮市に精通した都市計画審議会の皆様から、良いまちづくりのために積極的なご意見をいただきたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

こんにちは、都市整備課市街地整備係長の穂坂と申します。お手元の資料の社会資本整備総合交付金と、あとはこちらの第1回資料とパワーポイントを使って説明させていただきます。座って失礼します。

それでは、都市再生整備計画事業の事後評価について説明させていただき、後に具体的な実施事業概要について説明させていただきます。

事前に配布させていただきました、「都市再生整備計画事業の事後評価について」こちらをご覧ください。こちらの1番から順に説明させていただきます。

都市再生整備計画事業について説明いたします。

先ほど、課長の小林からも説明がありましたが、都市再生整備計画事業とは、社会資本整備総合交付金という地方公共団体の国庫補助メニューに位置付けられております。社会資本整備総合交付金とは地方公共団体向けの補助金を原則一元化して、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせるような

総合的な交付金として平成22年度に創設されました。

都市再生整備計画事業はその社会資本整備総合交付金に定められている基幹事業のひとつに位置づけられております。

次に、都市再生整備計画事業の目的・制度の概要について説明いたします。

都市再生整備計画事業とは、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度であります。制度の概要といたしまして、まずまちづくりの課題を精査し、都市再生整備計画を立てます。それに伴い、事業期間3年から5年の間で事業を実施しまして、事業終了年度またはその翌年度に事後評価を行いまして、目標・指標を立てたものについて達成状況を調べるものとなっています。そして、事後評価により今後の課題を精査して、またそれを次期計画に立案するといった流れになっております。

事後評価の概要について説明します。都市再生整備計画事業では、地域が抱える課題やまちづくりのビジョンに基づき、まちづくりの目標や数値目標を達成するために必要な事業を記載した、都市再生整備計画を作成し、これが Plan（プラン）になります。成果を意識しながら事業を実施 Do（ドゥ）です。事業期間終了時に目標の達成度を Check（チェック）評価しまして、必要な改善事項を速やかに改善する Action（アクション）という形で一連のサイクルを導入しています。こちらのPDCAサイクルといったものは、一般的には生産管理ですとか品質管理そういった管理業務を円滑に進める手法の一つではありますが、この手法をこの計画も取り入れております。PDCAがAまでいってまたPに戻るといった形で、良いまちづくりのために、実施していく事業となっております。

お手元のもう一つ配布させていただいた資料の1ページから6ページの部分が、現在富士宮駅周辺地区第3期という位置づけで実施した現行の都市再生整備計画の具体的な内容となります。内容は、あとで説明しますが、第1回変更とありますのは、事業計画の変更する度に変更というものがなされていますので、第1回となっております。つまりこちらの計画は過年度に実施しました第2期の計画の結果を確認して、その課題を反映させたものとして、その数字を定量化・数値したもので目標を立ててあるものとなっております。

次に、事後評価についてですが、都市再生整備計画事業と言いますものは社会資本整備総合交付金制度の基幹事業という位置づけにあります。その事後評価というものは、上にある社会資本総合整備交付制度の要綱にあります「社会資本整備総合交付金交付要綱」という要綱の中で規定されておりまして、その要綱の第10こちらのところに、公共団体は社会資本整備総合整備計画を作成したときは、事業の透明性から計画をインターネットの利用により公表するも

のとされております。また、補助金の交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを改めてインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告することとされております。このため、平成26年度から28年度に今回実施した3か年が完了しましたので翌年度今年度の平成29年度に、事後評価を実施することになっております。

お手元に配らせていただいたこちらの6ページの次のページに参考資料をつけさせていただきました。赤で参考と書かれた資料ですが、こちらがまちづくり交付金2期事業として実施を過年度やったもので、事後評価で実際にインターネットで公表しているシートを参考に添付いたしました。このシートは成果の評価として、具体的な指標の達成状況をまとめて、効果・発言要因としての指標がどのような要因をもって達成できたかということを、検証する内容となっております。

今回の第3期も同様に、審議していただいた資料をシートに記載して、国に提出するかたちで進めていきたいと思っております。

次回、今年度末の審議会では、富士宮駅周辺地区の都市再生整備計画第3期計画の結果をこれと同じようなシートで提示しまして、審議いただきたいと考えております。

そこで、評価委員の役割ということになりますが、都市再生整備計画事業では、過去に「まちづくり交付金」という国庫補助金で実施された事業になるのですが、こちらのまちづくり交付金事後評価実施要領に基づいて実施をすることとなっております。

評価委員会は、まちづくり交付金事後評価実施要領に規定されており、事後評価の実施主体の長は、事後評価の実施に当たり第三者の意見を求める機関として学識経験者等から構成される委員会を設置するものとする。となっており、それは学識経験者等から構成される既存の委員会での評価が可能であることから、第1期より都市計画審議会で審議をいただいているところであります。

具体的な評価内容は、事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等の結果についてその妥当性の審議であり、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うものとする。となっておりますので、今回委員会において、目標の達成度や指標の達成度について審議をさせていただき、今後の課題等を精査し、より良いまちづくりのために意見をいただきたいと思いますと思っております。

次に、フォローアップとは、事後評価の終了後になりますが、事後の追跡調査を実施することがあります。これは必ずやるものではなく、実施するケースは次のとおりとなります。一つは、成果の評価において「見込み値」を用いた

場合、これくらいの数値がでるんじゃないかという見込み値を評価とした場合。一つは、交付終了1年以内に達成を見込み「あり」とした指標について「確定値」を測定する場合。一つは、都市再生整備計画に掲げた数値目標を達成できなかった場合とあるのですが、今回行う事後評価については、地区内の事業が全て完了している状態のため、数値目標を達成できなかった場合のみ、改善策を実施し、改めて達成状況を確認するためにフォローアップを実施します。

このフォローアップの実施結果は国へ報告するとともに、インターネット等にて市民へ公表することとなっております。

最後に、5 事後評価のスケジュールについて説明いたします。本日の都市計画審議会にて事後評価の概要について説明を行い、次に、平成29年の11月頃までに、事業の実施状況や都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況の評価いたします。具体的には後ほど説明しますが、歩行者の数の計測、市民アンケートなどこれから実施する予定となります。そして、12月頃に、まちづくり検討チームということで市役所の庁内委員で組織された、まちづくり検討チーム会議で事後評価原案を作成し、事後評価原案を平成30年1月頃に公表します。そこで、市民の方々の意見をいただき、同年2月から3月頃に都市計画審議会の審議事項として審議いただきます。そして、評価結果を取りまとめ、3月に国土交通省に提出し、ホームページで公表いたします。

最後に、目標値を達成できなかった場合のみ、フォローアップを実施し事業の実施状況や都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況を確定値として、報告いたします。

このような流れで事後評価を実施いたします。事後評価の説明については以上です。

それでは、富士宮駅周辺地区の都市再生整備計画事業第3期の具体的な実施内容と評価方法について説明させていただきます。

お手元の資料の1ページから5ページが、実施した都市再生整備計画事業となります。平成26年度より事業を行い、平成27年度に第1回変更を行いまして、平成28年度までの3か年で事業を実施いたしました。

地区の位置ですが、5ページをご覧ください。エリアとしては、こちらの画面で言いますところのオレンジ点線の部分で囲まれた区域であり、浅間大社、富士宮駅を中心とした276ヘクタールといった面積となっております。ご参考までに、富士宮市の都市再生整備計画事業は、この富士宮駅周辺地区と大富士中学校区周辺地区の2地区があります。

3ページをご覧ください。過年度、平成21から25年度の第2期の事後評価で審議を踏まえた課題について説明いたします。2期の課題を3期に反映させることとしました。全部で3つの課題があがりました。先ず一つ目が、歩いて

楽しいまちを創出するための拠点整備・空間整備が必要であるという点です。過年度の都市再生整備計画事業第2期では、鉄道高架周辺に歩道新設工事等を行い、安全な歩行者空間は形成されましたが、更なる歩行者の回遊性向上等歩いて楽しくなる空間整備が課題となりました。二つ目の課題が、湧水を活かしたまちづくりが必要という点です。当該地区は、浅間大社内にある湧玉池、湧玉池を起点とした一級河川神田川を始め、いろいろな場所で富士山からの湧水が湧き、せせらぎのように湧水が流れています。しかし、湧水は市民の目に触れることが少ないため、湧水をまちづくりに活かしてきれていないことが課題となりました。

三つ目が、「世界文化遺産のある歴史と文化を活かしたまち」を創出するための富士山信仰関連の保全整備が必要という点です。これまでの都市再生整備計画事業では、商店街の景観整備ですとか都市計画道路の街路灯整備等を行ってきましたが、世界遺産の構成資産である浅間大社周辺の景観形成、関連施設への動線の整備が課題となりました。

2ページをご覧ください。先ほどの課題を受け、大目標を「世界文化遺産富士山の門前町の歴史と文化を活かした歩いて楽しいまちづくり」と設定しました。目標1として、中心市街地の拠点である浅間大社等の周辺の道路整備・景観整備を行う事で、潤いのある歩行者空間をネットワーク化することにより、歩いて楽しいまちを創出する。

目標2として、世界遺産である富士山への玄関口であり、構成資産である富士山本宮浅間大社の門前町にふさわしい歴史と文化を活かしたまちを創出するとしました。

資料の2ページ右下、目標を定量化する指標をご覧ください。先ほどの目標、具体的な数値目標として、指標を設定いたしました。一つ目が中心市街地の歩行者数です。歩行者の定点計測が、平成25年6月が世界遺産登録でして、その年に定点観測を行っております。観光客が集中的に多い時期であったため、歩行者が数年後には減少することが予想されました。その値を現状維持として、目標値として設定しました。

二つ目が来訪者の滞留時間増です。「世界遺産を活かした歩いて楽しいまちづくり」を整備することで、本地区に訪れた滞留時間を従前値の82分から11分増加として93分を目標設定といたしました。

三つ目が市民満足度の向上になります。平成28年度の28%の満足度を、6%増の34%に増やすことを目標に設定しました。

都市再生整備計画事業第3期の事業位置等について説明します。資料の6ページをご覧ください。画面で言いますところの赤線が当該地区276ヘクタールの範囲となります。黄色枠と水色枠が補助金を受けて実施した事業となりま

す。事業は全部で6事業あり、黄色枠は道路ですとか公園といった、補助事業として設定されている事業で基幹事業と呼んでおります。水色枠は市独自の提案に基づく事業で、提案事業と呼んでおります。

では、個別事業を説明します。

道路事業の1級市道神立立宿線です。左側が整備前、右側が整備後になります。こちらは道路改良事業となります。延長が113mで、平成26年度から28年度に整備を行いました。道路事業に合わせて、写真の右側になるんですが、民間施設である富士高砂酒造が景観整備を実施いたしました。浅間大社周辺の観光拠点のひとつである高砂酒造の横の道路整備・景観整備を行うことで、歩行者空間のネットワーク化による歩いて楽しいまちづくりの創出が期待されます。

こちらは、一般市道宮町11号線です。同じく左が整備前、右が整備後になります。この道路は、JR身延線鉄道高架事業の旧鉄道敷地を利用した歩行者専用の道路であり、道路新設事業となります。延長が138mで、平成27年度に整備を行いました。

次に一般市道大宮町23号線です。左が整備前で、右が整備後となります。こちらもさきほどの一般市道宮町11号線同様、旧鉄道敷地を利用した歩行者専用道路となります。延長が83mで、平成26年度から平成28年度に整備を行いました。次に説明します公園事業の浅間町フレンドパークは鉄道高架下を通じて一体的に利用できるようになる整備を行いました。

整備計画の中では（仮称）浅間町公園となっておりますが都市公園として浅間町フレンドパークという正式名称になりましたので、浅間町フレンドパークという名前で説明させていただきます。同じく左が整備前で、右が整備後の写真となります。平成26年度から平成28年度に整備を行いました。先程の一般市道大宮町23号線と合わせまして、平成29年6月に供用開始されました。

次に、市の独自の提案に基づく、提案事業について説明させていただきます。左側が整備前の写真で、右側が整備後の写真となります。正面に見えます鳥居が富士山本宮浅間大社の第2の鳥居となります。地域創造支援事業の中で、浅間大社前の景観形成事業を平成28年度に行いました。商店街の協力もありアーケードを撤去することにより、見通しの良い都市空間となりました。

それでは目標の設定、事業の実施により事後評価を実施することとなりますが、具体的な評価方法について説明いたします。

まず初めに、中心市街地の歩行者数です。こちらは平成25年度に行った計測方法と同じ地点で同じ方法で実施いたします。お宮横丁南側の石畳舗装入口神田川沿い、大社通り宮町商店街のお宮横丁の西側、3か所目は神田商店街大宮町東交差点の西側。浅間大社周辺になるんですがこの3か所で歩行者交通量

を実施いたします。

平日と休日の各1日ずつを調査し、その合計値を評価値といたします。調査時期は平成25年度に実施した時期と同様に11月頃に実施する予定となっております。

次に、来訪者の滞留時間の評価方法について説明します。こちらも平成25年度行った計測と同様に、本地区を訪れている人たちの区域内滞留時間を調査し、宿泊時間を除く滞留時間の全目的、観光、買い物、散策、趣味、参拝、その他これらの単純平均値を平日・休日で求めて、これを加重平均した値とします。調査時期は平成25年度に行った時期と同様に11月に実施する予定となっております。

指標3 市民満足度です。こちらも平成25年度行った計測と同様に、地区内の抽出による市民アンケートを郵送により行い、満足度を調査し、地区住民・事業者・来訪者の「歩いて楽しいまち・世界遺産にふさわしいまち」に関する設問で、「満足」と「ほぼ満足」と回答した人の割合となっております。

調査時期は平成25年度に行った時期と同様に11月頃に実施する予定となっております。

以上で、都市再生整備計画事業の事後評価の説明を終わりにします。

藤井会長

はい、どうもありがとうございました。ただいま都市再生整備計画事業ということで、通常は例えば道路とか公園とか多目的で整備する補助金対応という形で行うものを、従来のまちづくり交付金事業と同様な形の中で各種いろいろな整備事業を市のまちづくりの計画に合わせて組み込んで展開をしていく、こういう方法で都市再生整備といったものが進んでいくと。その関係で単に道路の整備の効果のみというだけではなくて、いろいろな多岐にわたる効果の影響も判断しなければいけないので、従来型のように各専門分野の委員の方が参画されているこの都市計画審議会の中でこの再生整備事業といったものを検討していただきたい、そういったところの趣旨かと思います。そういう方向性を含めまして事務局が今ご説明いただいた内容につきましてご質問あるいはご意見等ございましたら承りたいと思います。いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

大石委員

目標の定量化の指標の中で、中心市街地の歩行者数が、従前値と目標値が、ほとんど一緒なんですけれども、この辺はどういう意図でしょうか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

はい、こちらの従前値4,803人これが平成25年でした。平成29年目標値4,800人になるんですが、計測したのが平成25年11月に実施しました。事前の計測が世界遺産の登録の直後で、平成25年6月が世界遺産富士山が登録された時でして、どこのと言いかするとすべてではないかもしれませんが、どこの世界遺産も登録された瞬間に、皆さん訪れてそれから人が減少するという傾向がある時期に、たまたま調査をしたものですから、その時に来た4,803人という人数を現状維持できるような人数でまちづくりを進めていくことが、当面の目標値として好ましいのではないかとということで、現状維持を目標値とさせていただきました。

大石委員

はい、ありがとうございます。

藤井会長

はい、その他いかがでしょうか。

はい、ではどうぞ。

阿部委員

ちょっと今日の報告の趣旨からずれるかもしれないのですが、今回第3期ということで、このあと第4期ですかね、そういった事業を想定されているのでしょうか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

はい、第4期ですが現在のところは計画しておりません。まちづくり交付金事業は、道路とか公園とかそういった事業が、3年から5年の中でおおむね10億円程度の規模を予定として進めて、それに伴いまして提案事業というものをやるようになっております。現在世界遺産のまちづくり整備基本構想という中で、世界遺産のまちづくり参道軸の整備を進めている中では、さまざまなソフト事業を展開しているところでありますので、そういった中で現在はまちづくり交付金の4期というものは当面は進めていないのですが、またまちづくりが進捗してきましたら、第4期の導入を考える時期もあるのかなというようなことは考えております。

藤井会長

よろしいですか。

阿部委員

はい。おそらくであれば今回は事後評価ということで、事後評価のための事後評価になるかもしれないのですが、せっかくやられるのであれば世界遺産のまちづくりにつなげるような何か課題を抽出できるようなことも念頭に調査していただければ、よいのではないかと思います。

事務局（都市整備部長）

ありがとうございます。事後評価の中ですね次にこういうことをすればこんなことができるだろうと課題等をいただければ、それに対する事業等々を検討させていただいて、また4期につながるのか、単独の事業になるのか、そういうことも評価の中でご意見いただければと考えております。

藤井会長

冒頭で市長から、世界遺産を受けたまちとしてステップアップするといったような方向性がなされておりました。今回はまちづくり交付金からこの都市再生整備といった形の中で、特に事後調査を進めるということでですね、そういったものは都市計画マスタープランの中にまたさらに活用できるような要件があればどんどん踏み込んでいっていただく、そういった趣旨の中で、単に数値だけの合わせ技をするのではなくて、やはり広く意見集約といったものをしていただければいいんじゃないかな、というのがご意見かと思しますので、ぜひ事務局の方でよろしく願いいたします。

そのほか、ご意見ございますか。

それでは菅原委員どうぞ。

菅原委員

私、観光の方からまちづくりを考える立場でして、観光客視点と市民の視点と歩く目的も時間帯も多分違うと思うんですね、そういう中でアンケートの階層は、市民を対象にアンケートを行ったわけですよ。観光客にも実施したんでしょうか。観光の面から大切なのは一時的な観光客が歩いて楽しいまちよりも、日常的に市民が歩いて楽しいまちづくりを基本に置いて、そういった人の歩いているまちを訪れたときに活気があるなっていうふうに感じるのが観光的にプラスなんだと思っています。アンケートについても何か数合わせという形で、対象が市民を対象に満足がどうこうとか、観光客っていうのはちょっと違うんじゃないかなと、でそういう面からいくと、昨日の（景観）シンポジウム

をやった時に、高校生の女性がまち中の歩行者数を、自分たち独自に調べてみたら、車の台数が圧倒的に多くて、10分の1ぐらいしか市民が歩いてないというそういう数字が出たんですね、ということは外見をどんなに良くしても、歩いて楽しいっていうのは別の目的があるんじゃないかと、それをどちらかという見かけをよくする方にお金をかけがちだけれども、市民の方が歩くというのはもっと違う目的があるんじゃないかと。それを達成するためにはどうしたら楽しくなるかという基本ベースをもう少し調査された方が良いのではないかなと思います。その他にも、高齢化ということを考えると、歩きたいんだけどなかなか歩けない、で、歩いていっても買い物する場所が遠いから出にくいとあって、そういうあたりを含めてですね、市民がもっと歩いて歩きたくなるような目的型のまちづくりといった、もう少し市民の意見を聞くアンケート内容に取り入れるべきではないかと思います。そういう面からいくと、女性の方がお二人いらっしゃるんだけど、逆にいうと女性の委員お二人の方に、通常富士宮市に生活をしていて、歩くってどういうことなのかっていうのを、もう少しご自分たちの立場でちょっと意見を聞いてみたいなと思ひまして、いかがでしょうか。すみません変なところにふってしてしまつて。

藤井会長

今、ご意見ございました。事前事後、今回の場合ですとアウトカムという形でこの評価の中でその数値を確認していくという、それはたんと一つはやっていただくこれはおそらく菅原委員も異論はないことだと思うんですね。せつかくそういった数値を見る調査をするのであれば、次につなげられるような調査をやはりやった方がこの富士宮にとってプラスになるでしょうと、そういった中で生活感を持ちながらということで、歩く空間のイメージ、あるいは私どもやっぱり外からきておりますので、周りの施設だとか観光のベースだけしかみない、普段の生活の中で富士宮って歩きやすいんだろうか、あるいはこんなところにプラスで来訪者の方にPRできるものあるよねといったいろいろ気づくところがあるかと思ひますので、突然のフリで大変恐縮でございますが、せつかく参画されましたので普段の思ひを含めて、事後評価にしばらくはことなくて結構でございますので、何か思ひがございましたらお話いただければと思ひます。いかがでございますでしょうか。

塩川委員

子育て中の塩川と申します。よろしくお願ひします。子育て中の女性を目線から考えますと、ほぼまちの中の重点地区のエリアを歩く子育て層っていうのは、ほんとにあまりいないというのが現状かなと思ひますね。と言ひますの

は、まち中に用事がないというのがまず1点、でまち中に用事があってもですね1店行ったらそこで終わり、で、次の凝縮されているところに行くという某タウンなんですけれども、そっちの方が用事がいっぺんに済ませられるという形なんです。でやっぱりまちを歩く楽しみというのはですね子供にとってもあったらすごくいいんじゃないかなというのはすごく思うんです。でこの店行ってあの店行ってあの店行ってみたいことができる、やっぱりそれだけでも子供の成長につながると思いますか、人とふれていろんなやり取りができてコミュニケーションがあって、いろんな物に出会うことができるというので、常々、話しの路線がずれちゃうんですけど良いんですかね、初めてのおつかいという番組がありますよね、ああいうことができるまちってステキだなってすごく思うんです。富士宮のまちってというのは良くも悪くもコンパクトなんです、なのでやろうと思ったらあれが出来るステキな商店街が本当は存在しているわけです。なのでそういうことができるようなまちづくりとかが行われて、現状シャッターがたたくさん下りているようなものもあるので、お母さんたちとしては感じているようなこともあるんですけども、歩いて楽しいまちというのが本当にどういうものなのかっていうのは、このアンケートの内容がどのような設問になるのか、私としてはすごく興味がありまして、おそらく基準年度の25年というものがあるので、この時にもアンケートを取られているということですかね、このアンケートと同じような設問になると思うんです、そこで比較対象すると思うんですけども、また新たに違う新設備とかが整ってきていますので、違う質問設定なんかもしていただいて、やっぱり本当に歩いて楽しいまちにするにはどうしたら良いかということを考えていただけるようなことになればいいなあとと思ったのと、この事後評価のためのアンケートとあと30年度に向けてやる市民意向の把握という市民アンケートというものはまた別物なのではないかあるいは同じものではないか、そのあたりちょっと気になったものなんですけれども。

藤井会長

はい、どうもありがとうございます。
事務局の方いかがでございますでしょうか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

最後に聞かれた30年のアンケートと言いますのは。

藤井会長

都市マスの方ですよね。

塩川委員

はい、こちらの今後のスケジュールの市民意向の把握（市民アンケート）と書かれているものがこの事後評価のアンケートとまた別物なのか、同じものか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

失礼しました。はいアンケートは別にやらせてもらう予定でして、まさに今年度29年度にアンケート取りたいものですから、同じ地区の同じエリアの市民にですね抽出で郵送でということ今考えております。

事務局（都市整備部長）

このアンケートの話ですけれども、25年の時に目標設定するときには同じようなアンケートをせざるを得ないんですけれども。事後評価の時にですね、同じようなアンケートをして結果を求めて報告するといったことを25年に設定してあります。ただプラスアルファ自由意見とかはそういう欄を設けさせていただいて、こういうことして、そういうことを積み上げて今後のまちづくりにつなぐと。あくまでも国にこういう評価シートでやりますよといった提出している計画ですので、それにあう検証だけはどうしても事務的にしなければならない、それは最低でプラスアルファまた自由意見等々重ねてですね、今後の課題を整理していければと考えております。

藤井会長

今少しお話いただいたんですけれども、菅原委員いかがですか。

菅原委員

たしかに地元の方がコンパクトなまちで身近にいろいろなことが体験できる、本当にそうだなと思っております。それを自ら失っているというか公共型なまちづくりをあえてしてしまっている。だから商店の楽しみがよそからきたものにとって、失っているというのがすごくもったいないなど、というのが今お話を聞いてなるほどなど。それが観光の面でもマイナスだという、だから便利さを追求すると本来の魅力をどんどん失う。で、大型店は利益が追求できるときは進出するけど利益のアップが見込めないなるといとも簡単に撤退をしまし、その後、まちとして何が残るかという廃墟しか残らない、そういうような予想をですねキチンとやってまちづくりをやっているのかと、今ちょっと話違いますが感じました。そういう点でいくと子供が歩いてお買い物、おつかいができるようなそういうようなまちづくりをキチンとしてあげて、そ

のための交通の安全性とか何かそういうことをやっていくと、年をとってからも安心・安全なまちになっていくなど。塩川委員に勉強させていただきました。ありがとうございました。

藤井会長

今いろいろお話いただく中でですね次のプロセスにつなげるといったところで、今事務局の方もアンケートに対して少しプラスで盛れそうだよといったお話でございました。やはりこの事業の場合には、もうすでに国にこの基準で一応クリアーしているかを確認をするということを申しいておりますので、まずは最低限それがクリアーできたかどうかということの評価するのが最低条件になります。それはもうぜひやっていただくのと、その代わりプラスアルファでもっと知りたいところあるよねといったところで、このまち自体がその歩きやすさというものを問うのであれば、今お話のあった生活者の視点もしくは来訪者の視点、今度は来訪者の形になると滞留といったところもひとつのキーワードとなってきたんですが、滞留するにあたっていったいどういうところでほんとに伸びたんだろうと、以前は中国からのバスでボンときて、そして参拝してパッとまたバスが行ってしまう。そういった形から、欧米系のバックパッカーのような形の中で、この宿泊施設なんかも富士宮もだいぶ整備されてきたということで、観光の仕組み自体そのものが、変わってくる要素がある。そういう中で、おそらく観光の仕方そのものもおそらく変わってくるんじゃないかと、そういったものが数値化という中で見えてくるのかどうかということも含めて少し幅広い視点の中で、調査項目が多くなってしまいますと、調査される側の負担も多くなりますので、その辺はぜひバランスをみて、事務局の方で次につなげられる内容をぜひご検討していただいて、実施していただいて、また改めてこの審議会等の中でご報告いただければありがたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

そのほかいかがでしょうか。

渡辺委員

3ページの都市再生整備計画の整備方針等の中で、「湧水を活かしたまちづくりを行う」という、この富士宮市のまちづくりにおいては湧水をどうかすかということが、長年の大きな課題でもあり、富士宮市にとって大きな魅力でもある水をどう活かすかというのが非常に大切な課題なんですけれども。今回、計画の中で実施した神田川ふれあい広場の整備とか道路事業なんかもあるんですけれども、これらをどういった指標で「湧水を活かしたまちづくり」が進んだのかというのが、指標はこれについてはどういうふう考えているのかとい

うことと。それから先ほどこの3期で終わりということなんで、「湧水を活かしたまちづくりについて」まだまだ進めなければならないというふうに思うんですけども、今後どういうふうに「湧水を活かしたまちづくり」を進めていくのかという考え方。私はやはりまちなか、中心市街地、浅間大社を中心とするまちなか全体をどこへいっても水がこう水がせせらぎが流れているようなまちが理想としては考えているんですけども、なかなか土木工学的に水の流れているのは大変難しいということもわかっていますけれども、そういった可能性についてどのようにお考えになっているのかなというところ。3点についてお伺いします。

藤井会長

はいそれでは事務局いかがでしょうか。

事務局（都市整備課市街地整備係長）

まず1点目の指標についてなんですけれども、いくつか質問ありますので全部で15項目ほどを事後の評価項目で想定しておりまして、ちょっと読ませてもらいます。全部でもなく抜粋的にもなるんですが、例えば地区内を歩いて行き来がしやすいですとか、今の湧水の話ですと「湧水を活かしたまちづくり」ができているとかこういった感じで、満足、ほぼ満足、やや不満、不満、わからないといった感じで答えていただくようになっております。例えばこの地区は賑やかで活気があるですとか、5年前と比べて歩きやすいまちになった、あと世界遺産を活かしたまちづくりができている、地区内を歩きやすくなっている、総合的にこの地区の環境は良好であるといったですね、こういった感じで聞くことによって、それが満足になっているかどうかというものを5年前と比べてみるというようなやり方の評価を考えております。実際さきほどもおっしゃってくださったふれあい広場と浅間町フレンドパークには、実際湧水の流れた公園を整備させてもらってもありまして、そういったところから水にふれられると評価してほしいなと思っております。あと湧水の全体の可能性ということであるんですが、ここに直接載っている事業ではないところもあるんですが、市の中で坪庭の整備的な物とか水を見せるような事業もやってまして、商店の中でも店の外に湧水を見せてくれるようなものもあったりですねそういったものがあることはあるものですから、こういった整備と合わせて歩きやすくなってくれる方向につながってほしいなと思っております。

事務局（都市整備部長）

3ページの「湧水を活かしたまちづくり」を行う中でここでちょっと書かせ

ていただいているんですけども、富士山の湧水を活かした公園を整備する、というのがフレンドパーク内で今湧いているのがですね、鉄道高架をやるときにオーミケンシさんの井戸をいただいてまして、その自然に自噴しているものを公園に引っ張って湧いている。それが実際水道水か川の水かみなさんわからないんですけども、実際あれは湧水ですから、そこに看板をつけるかどうかかわからないんですけども、湧水を完全に活かした公園もできたと、その基にある湧水地点をつなぐ動線を整備する。これは道路とか歩行動線ができれば、湧水をめぐることができる、あとは湧水を観光のスポットにするのに、今湧水のまちなか博物館なんかを富士宮市でやってますので、それとうまくタイアップできれば、今後その中で動線もできていくと。で、まちの中全部湧水を流すかと言えばそれは安全面とか、ちょっと落ちただけでケガをしちゃうこともございますので、安全性も考えながら、そういうものは今後検討したいなど。で、4期のご質問あったかと思うんですけども、都市再生整備計画が採択基準が厳しくなっていて、今後また補助メニューと市がやりたいメニューとが合致した時点でまたそういうものを検討していきたいと考えております。

渡辺委員

はい、ありがとうございます。質問項目についてはもう少し湧水、水の流れに特化した質問が欲しいなと思ったんですね。あのやっぱり水っていうのは非常に重要なポイントだと思います。今、お話しがあったいろんな地点地点はスポット的にこうあるっていうのはわかるんですが、なかなかそれが繋がってないという印象はどうしてもありますので、まちなか全体を水をめぐるとっていうのは難しいっていうのは確かにわかります。安全性についてもわかるんですけど、そこをなんとか工夫して、中心市街地だけでなく、富士宮市の全体を考えても水を活かしたまちづくりっていうのが大切なことです。そのさきがけとなる中心市街地ですので、ぜひここで実現をしていくことが富士宮市全体に繋がっていくと思いますので、ぜひよろしくお願ひします

藤井会長

はい、湧水に関しては民間の中でもある、存在はあるけど十分に活かすところまでいっていないところが結構ありそうだよというお話もございますので、中心市街地を含めてその中でやはり財産というひとつの資源を上手く活用する方法も、この事後評価の中でできるかどうかは別といたしましても、その次のプロセス、今なんでもかんでも都市マスに意向を盛り込んでしまう、それもちょっと無謀かなという気もいたしますが、やはりこの水のまちといったものをイメージさせるようなものも一つのご意見があったということで担当の方の中

で少しご検討いただければいいのかなと思います。

それではそのほかいかがでございますでしょうか。よろしいですか。また、改めてこの調査をした結果、目標値を達成できたかどうかといったところを審議会の中でご報告あるかと思しますので、その際は、改めてご審議いただければと思います。

それでは、本日、私が進行を務めさせていただきます報告事項3件以上終了になりますので、事務局にこのあとの進行を戻させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

事務局（都市計画課計画係長）

委員の皆様、ご審議ありがとうございました。また、会長におかれましては、会議の進行ありがとうございました。

続きまして、次第の5、その他といたしまして、次回の予定をご連絡させていただきます。

次回の審議会は、来年の3月を予定しております。議題につきましては、本日ご説明いたしました「景観重要公共施設の追加について」、「富士宮駅周辺地区都市再生整備計画事業の事後評価について」に関しまして最終的な審議をお願いいたします。また、「富士宮市都市計画マスタープランの改定について」の作業状況の報告をさせていただく予定です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の日程はすべて終了いたしましたので、都市計画審議会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。

富士宮市都市計画審議会運営要領第8条第1項の規定によりここに署名する。

議長 藤井敬宏
委員 清哲也